意見書案第　３　号

軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める意見書

上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

平成２３年９月２１日提出

提出者　長沼町議会議員　　中　﨑　正　司
賛成者　　〃　　坂　下　一　彦

長沼町議会議長　　駒　谷　広　栄　　様

軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める意見書

農業など各産業分野の発展に貢献してきた軽油引取税の課税免除措置（免税軽油制度）が、平成２４年３月末に期限切れを迎え廃止される予定です。

経営規模が大きい北海道の農業は、トラクター等の大型農業機械を使用し、燃料として免税軽油を使っています。また、漁業の船舶やスキー場の圧雪車、降雪機、鉄道輸送などあらゆる産業分野で活用され、基幹産業の育成や地域経済の活性化に貢献してきました。

平成２１年度において道内で活用された免税軽油の量は４２万７千ＫＬにのぼり、免税額にして１３７億円に達し、このうち農業分野の使用量は１７万３千ＫＬ、免税額で５６億円、船舶関係では７万１千ＫＬ、免税額２３億円、鉄（軌）道関係８万２千ＫＬ、免税額は２６億円などとなっています。

他方、農林漁業用Ａ重油に対する石油石炭税の特例措置の恒久化も求められています。農林漁業用Ａ重油は、農業用ハウスの暖房や船舶などの燃料に幅広く使用され、本道の基幹産業である農林水産業の振興に大きく貢献しています。

燃油価格が高止まり状態の中で、免税軽油制度や農林漁業用Ａ重油に対する特例措置が廃止されると、農林水産業など幅広い分野で大きな経済的打撃を受けることになります。

このため、軽油引取税の課税免除措置及び農林漁業用Ａ重油に対する特例措置の恒久化などについて下記事項を要望します。

記

１　軽油引取税の課税免除措置（免除軽油制度）を恒久化すること。

２　農林漁業用Ａ重油に対する石油石炭税の特例措置を恒久化すること。

３　地球温暖化対策税については、農業者の負担が増えることのないよう万全の措置を講ずること。

特に、燃油への課税は、油種に関わらず負担増を回避すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２３年９月２１日

長沼町議会議長　　駒　谷　広　栄

提出先

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
総　務　大　臣　　各　通
財　務　大　臣
国　土　交　通　大　臣
農　林　水　産　大　臣